



**JAPAN TRANSFORMATION**

**ご協賛のご案内**

**JX Live! 2026@7.28 (Tue) TOKYO NODE**

# 日本の未来を開く

2023年から開始した新経済連盟の周年イベント「JX Live!」は、おかげさまで毎年大きな反響をいただいております。そして、今年は来る**7月28日（火）**に、会場を**虎ノ門ヒルズ内の「TOKYO NODE」**に移し、**第4回目**を開催いたします。

「JX Live!」は新経済連盟の活動の最前線を体感していただく場として、活動指針である「JX（Japan Transformation）」を軸に、「政治家と経営者による率直な政策対話」と「経営者同士の交流」をライブで実施するものです。

今回は、これまでテーマごとに複数実施していた「政策ラウンドテーブル」は1つの**「メインセッション」**に凝縮。日本の未来を開くために我々は何をすべきか、三木谷代表理事や政治家、経営者が熱く議論します。

また、当連盟のWGやコミュニティが主体となって展開する**「トークセッション」**や、ご協賛社が自由に企画可能な**「スポンサードセッション」**を新たに設置し、個別のテーマについてより深掘りした議論もお聞きいただけます。

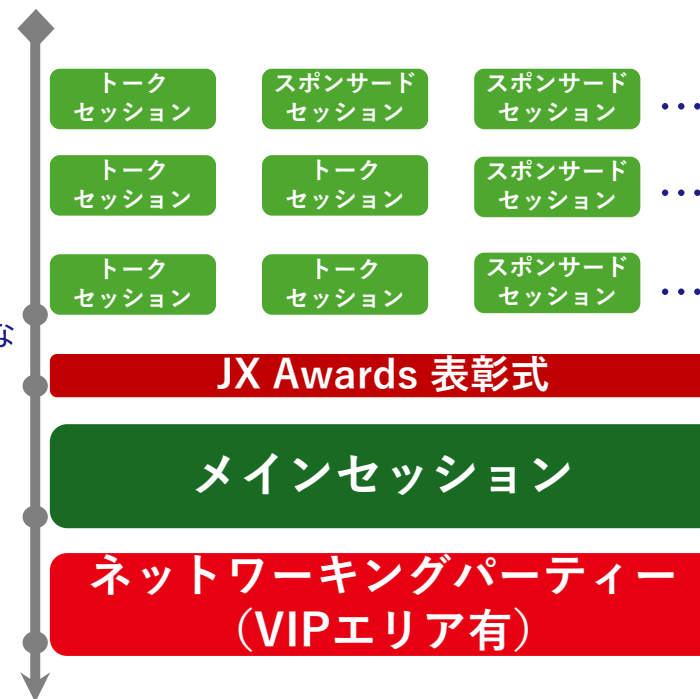
**「JXアワード」表彰式**や大変ご好評をいただいております**「ネットワーキングパーティー」**は例年通り実施。さらに、これまでの特別ディナーに代わり、今年は協賛社および理事・幹事がより自由に、クローズドな交流ができる

**「VIP特別ラウンジ」**を新設いたします。

新経済連盟は先陣を切って日本の未来を開いていきます。

共に歩んでいただけるパートナーとして、是非ご協賛くださいますよう心からお願い申し上げます。

## コンテンツイメージ



# JX Live! 2025 メディア・SNS露出

## メディア(SNS)総IMP 計 229,673 回表示



開催前から多くのメディアで取り上げて頂き、開催後には多くのフォロワー数を抱える登壇者がSNSでメンションして下さるなど、JX Live!やJX Awardsの認知度は確実に向上しております。

### 【新経連】カスタメディアが『JX LIVE! 2025』のピッチイベント『JX CHALLENGE』に登壇します

株式会社カスタメディア 2025年10月16日 13時00分



株式会社カスタメディア（本社：大阪市北区、代表取締役：宮崎耕史）は、2025年10月21日（火）に開催される新経済連盟主催の『JX LIVE! 2025』内で行われるピッチイベント『JX CHALLENGE』にCEOの浦坂が登壇いたします。



### ティアフォー CEO 加藤貴平が「JX Awards2025」選考委員特別賞を受賞

株式会社ティアフォー 2025年10月22日 10時00分

自動車の社会実装をリードする株式会社ティアフォー（本社：東京都品川区、以下ティアフォー）の代表取締役 執行役員 CEO加藤 貴平は、この度、一般社団法人 新経済連盟（所在地：東京都港区、代表理事：三木啓太郎）が実施する「JX Awards2025」にて選考委員特別賞を受賞しました。

本賞は、加藤氏としての行動・挑戦を表彰するものであり、ティアフォーは今回の受賞を励み、今後も世界中のパートナーと連携しながら自動車の社会実装を推進し、持続可能なモビリティ社会の実現に貢献していきます。



# JAPAN TRANSFORMATION

# JX Live! 2025 Event Highlights



メインセッションでは、産官学の第一人者らによるラウンドテーブルセッションを開催。

スペシャルナビゲーターによる進行の下、「異次元のスタートアップ政策」、「経済活性化の鍵は？既存産業と働き方のアップデート」、「失われた35年」逆転へのシナリオ、の3つのテーマで活発な議論が行われました。

また、革新的な挑戦を続ける各受賞者に対し、有識者5名による選考委員会にて選ばれた大賞1名、選考委員特別賞2名の「JXアワード」授賞式を実施しました。その後、行われたネットワーキングパーティでは昨年初の試みとして、繋がりたい人や議論したいテーマを参加者自ら募ることができる「JX Connect」スペースを設置し、新たな出会いや発見を加速させ、密度の濃いネットワーキングをお楽しみ頂きました。



政策ラウンドテーブル



JX Awards 表彰式



ネットワーキングパーティ / JX Connect

# JAPAN TRANSFORMATION

# JX Live! 2026 ご協賛カテゴリーとベネフィット



ご協賛カテゴリー	S	A	B	C	D
協賛金 (税込金額)	800万円 (880万円)	330万円 (363万円)	220万円 (242万円)	110万円 (121万円)	50万円 (55万円)
1.VIP特別ラウンジ(エリア)利用枠	15名	7名	5名	2名	1名
2.外部企業(非会員)招待枠	10名	5名	3名	1名	-
3.ロゴ掲示 (WEBサイト、場内パネル、制作物等)	XXL	XL	L	M	S
4.企業メッセージ掲出	XXL	XL	L	M	S
5.スポンサードセッション開催	○	○	-	-	-
6.特設ブース設置	○	○	○	○	-
7.会場でのCM放映 (セッション休憩中)	60秒	30秒	15秒	-	-
8.サンプリング配布*1	○	○	○	○	○

## ◆OPTION MENU

スポンサードセッション開催*2	100万円(110万円)
-----------------	--------------

## ◆EXHIBITION PARTNER

特設ブース設置*3	50万円(55万円)
-----------	------------

\*1 サンプリング配布は試供品等に限り、パンフレット等の提供はお控えください。なお、特設ブースを設置いただいた場合はパンフレット等を配布可能です。

\*2 開催数には限りがあります。ご希望に沿えない場合もございますのでご了承ください。

\*3 設置数には限りがあります。ご希望に沿えない場合もございますのでご了承ください。またブースの設置、営業活動等は、ネットワーキングパーティの時間帯に限りです。

※ベネフィット内容・数量は今後変動する場合がございます。あらかじめご了解くださいますようお願い申し上げます。

# ご協賛ベネフィット概要

## VIP特別ラウンジ(エリア)利用

協賛カテゴリー

**ALL**

VIP同士がクローズドかつより自由な交流をお楽しみいただけるVIPラウンジ(エリア)をご用意致します。ご協賛企業や当連盟理事・幹事との会話をお楽しみいただけます。同伴の方もご利用可能です。著名ゲストの特別参加も予定しております。



ラウンジイメージ

## 外部企業(非会員)招待

協賛カテゴリー

**S,A,B,C**

貴社と親交の深い企業様（非会員企業）を対象とした無料ご招待枠を活用いただけます。ぜひお知り合いの方々とお誘い合わせの上、ご来場いただけますと幸いです。

## ロゴ露出

協賛カテゴリー

**ALL**

JX Live!2026 公式サイトや当日会場に設置されるパネルにロゴを掲載いたします。

※協賛カテゴリーに応じて選べるメニューが異なります



## 企業メッセージ掲出

協賛カテゴリー

**ALL**

メイン会場ならびにホワイエに企業メッセージを掲出いたします。ご協賛各社様の紹介のほか、各社様の理念やミッションを来場者に届けてまいります。



# ご協賛ベネフィット概要

## スポンサードセッション開催 協賛カテゴリ **S,A**

会場ホワイエにて「スポンサードセッション」を開催いたします。本イベントの「公式セッション」の一部として出展いただくことで、来場者の記憶に残りやすく、貴社ブランディングの向上につながります。協賛社様自ら企画・運営\*をいただき、貴社の企業価値向上のためのプラットフォームとしてぜひご活用ください。

\* 当イベントの趣旨に鑑み、具体的なセッション内容については協議させて頂く場合があります。（例：営業・販売のみを目的としたセミナー等）



## 特設ブース設置 協賛カテゴリ **S,A,B,C**

ネットワーキングパーティ中、会場ホワイエに特別ブースを設置いただけます。来場者が多数集まる空間で、ダイレクトなアプローチが可能です。



## 会場内CM放映 協賛カテゴリ **S,A,B**

当日メイン会場のセッション休憩中などに企業CMを放映いたします。

※カテゴリによって放映時間が異なります。



## (参考) 虎ノ門・TOKYO NODE

- 2023年、虎ノ門エリアの新たな情報発信拠点として、虎ノ門ヒルズ ステーションタワー45-49F、そして8Fにオープン。
- 世界と日本を繋ぎ、人と人を繋ぎ、ビジネスだけでなく、アートやサイエンス、エンターテインメントなどの領域を超えて様々な要素を繋ぐ。さらには、テクノロジーやアイデア、情熱を掛け合わせることで次々と新しいものを生み出し、広く世界に発信することを通じて、国際都市・東京の磁力をさらに強化していく、というコンセプト。



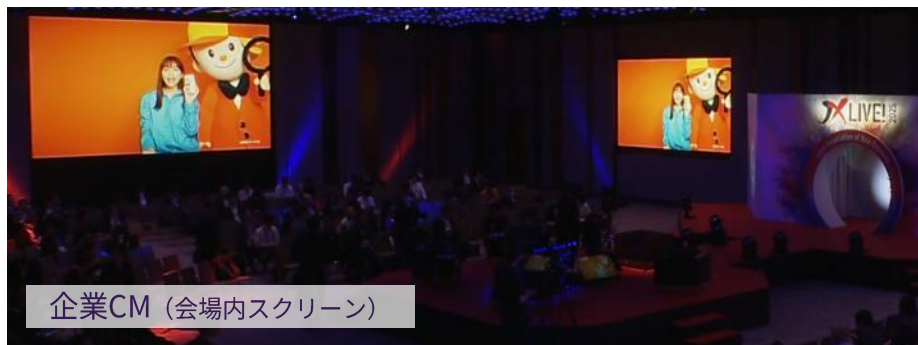
# (参考) JX Live! 2025 - 会場内ロゴ露出



ロゴ掲出 (会場内スクリーン)



企業メッセージ (会場内スクリーン)



企業CM (会場内スクリーン)



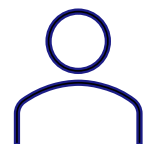
ロゴ掲出 (アイテム)



JX Exhibition (スポンサー展示)

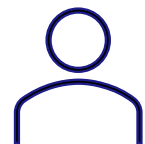
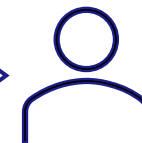
# (参考) JX Live! 2025 Event Highlights

## # 会員企業の声



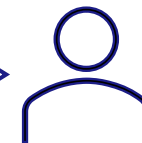
政治家や経営者、エコノミストが議論が交わす試みは非常に刺激的でした。

会場の熱気と来場者の高揚感に圧倒されました。  
『日本の未来を本気で変えよう』とする人間が集まると、  
ここまで濃密な空間になるのかと肌で感じました。



セッションの内容はもちろんですが、アフターパーティーでの交流が非常に濃密でした。新しいビジネスの種が生まれそうな手応えを感じました。

今の日本が抱える課題を再認識させられ、正直強い危機感を覚えました。  
テクノロジーと起業家精神でどう突破していくかについて考えさせられ、非常にポジティブなエネルギーをもらいました。



# 新経連「JX Live!」にかかる協賛約款

## 第1条 本約款の適用範囲

本約款は、一般社団法人新経済連盟（以下「甲」という）が実施する「JX Live!」（2026年7月28日開催予定）に対して適用されるものとする。

## 第2条 申込み及び支払い

1. 申込書を提出した協賛企業（以下「乙」という）は、甲に対し、協賛料金（以下「料金」という）の総額を、申込書提出後、翌月末までに支払うものとする。
2. 申込書に基づき支払われる料金には、10%の消費税が課税される。
3. 支払いは、指定の銀行口座への振込（振込手数料は乙負担）によるものとする。
4. 乙が上記記載の支払日までに支払いをしなかったときは、甲はなんらの通知を要することなく、乙の申込内容に付随する権利を取り消すことができる。

## 第3条 キャンセル条項

1. 参加申込をし、甲の承認を得た乙が、乙の都合により止むを得ず協賛内容の全部、または一部のキャンセルなどを申込書提出後に行った場合、以下のキャンセル料が発生する。
  - イ) 2026年6月1日以降6月末日までにキャンセルする場合、料金の80%
  - ロ) 2026年7月1日以降にキャンセルする場合、料金の100%

ここで支払うべきキャンセル料に、既に甲に対してなされた支払い総額が達していないときは、乙は当該料金の差額を速やかに甲に支払うものとする。乙から既に甲に支払われた額を超えているときは、当該超過額を乙に払い戻すものとする。そのような超過額を除いては、甲が負担する経費および参加スペースを他の参加企業へ提供する機会の喪失または延期を考慮し、参加規約に基づき甲に対してなされた支払いは、甲の収入とし払い戻しはされないものとする。乙は本規約のもとに支払い義務の生じたキャンセル料は全て損害弁済となるものであることに同意する。

2. 本契約による期日の到来した全額を乙が支払わない場合、甲は本契約を終了させることができる。乙はかかる不履行の日に関しキャンセルした場合、上記（イ）（ロ）の条件で甲に支払われるべきキャンセル料の全額を支払う責任があるものとする。

## 第4条 協賛枠の割当て

1. 乙の協賛枠は申込順位、協賛カテゴリーなどを考慮し、甲が定め、乙に連絡するものとする。
2. この割当ては、本催事の期間についてのみ行われ、将来の催事において同様または類似の協賛枠等を割当ててることを約束するものではない。
3. 甲が、乙の製品またはサービスが本催事にとって不適切と判断したとき、または乙及びその役職員が甲もしくは他の参加企業の迷惑となる行動をしたときは、本申込の承認を撤回し、本契約を解除することができる。

## 第5条 主催者による事業の全部または一部中止

1. 戦争、内乱、火災、ストライキ、地震、感染症、法令、天災地変、公共交通機関もしくはユーティリティ・サービスの停止、その他甲が支配できない原因により、事業の全体もしくは一部が中止され、ベネフィットの提供が不可能となったときは、甲は甲が受領した料金の中から甲に要した経費及び甲に対する報酬を削除し、なお残金があればそれを乙に返還する。
2. 前項に関わらず、前項に掲げる事由による事業の全体もしくは一部をオンライン等の代替手段で実施することになった場合は、ベネフィット内容等については甲乙にて協議するものとする。

## 第6条 条件および規則に対する同意

1. 乙は、上記条件および規則、並びに随時甲が本事業の十分かつ安全な運営のために設置する追加的な条件および規則（参加マニュアルを含む）に従うことに同意する。
2. 乙がこれらの条件および規則に違反したときは、甲は乙の参加を中止し、本契約を解除する権利を有することに加え、甲の判断により、将来のイベントへの参加を拒絶することができる。
3. デモンストレーションに関しては、乙と甲の間には、上記に定めた本契約以外にはいかなる契約、保証、追加事項も存在しない。
4. 本契約で使用される見出しは便宜上のものであり、契約の内容の解釈のために用いられてはならない。
5. 本契約は日本法によって解釈される。
6. 本契約に生じるあらゆる紛争については、東京地方裁判所が管轄を有する。